

資料編

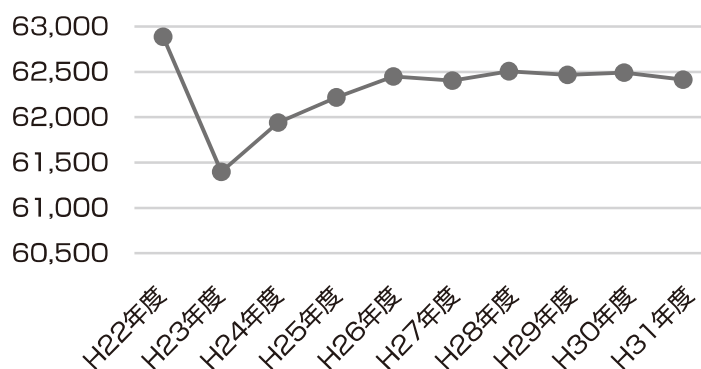
1. 本市の人口・気象・環境

(1) 人口の推移

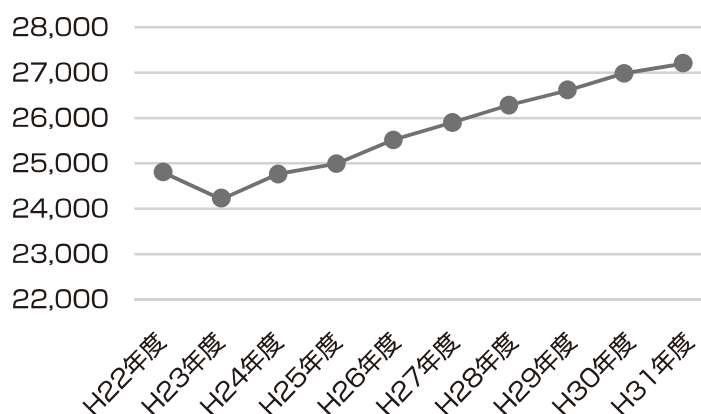
(各年12月31日)

年 次	世帯数	人 口			1世帯当たりの人口
		総 数	男	女	
H22年度	24,776	62,870	31,457	31,413	2.54
H23年度	24,249	61,408	30,703	30,705	2.53
H24年度	24,715	61,942	30,961	30,981	2.51
H25年度	25,103	62,203	31,041	31,162	2.48
H26年度	25,522	62,437	31,189	31,248	2.45
H27年度	25,842	62,413	31,152	31,261	2.42
H28年度	26,372	62,508	31,243	31,265	2.37
H29年度	26,614	62,474	31,222	31,252	2.35
H30年度	26,921	62,485	31,218	31,267	2.32
H31年度	27,219	62,416	31,146	31,270	2.29

人口総数の推移



世帯数の推移



(2) 気象

年度	平均海面気圧 (hPa)	気 温 (℃)					風速(m/sec)		降水量 総量 (mm)
		平 均			極				
		平 均	最 高	最 低	最 高	最 低	平 均	最 大	
H22	1,014.40	13.2	17.3	9.8	35.5	-6.1	3.0	17.1	1,444.00
H23	1,014.20	12.9	17.2	9.3	35.4	-7.0	3.2	18.6	1,214.00
H24	1,014.00	12.6	16.7	9.3	33.9	-7.4	3.2	20.7	1,179.50
H25	1,013.30	12.7	16.8	9.2	35.6	-5.8	3.2	20.5	1,111.50
H26	1,014.10	12.8	17.1	9.2	35.4	-4.9	3.2	16.2	1,416.50
H27	1,014.30	13.7	17.9	10.0	36.6	-4.3	3.2	16.5	1,444.50
H28	1,014.80	13.5	17.8	10.0	35.3	-3.9	3.1	15.6	1,209.00
H29	1,013.40	12.9	17.0	9.4	33.0	-5.5	3.0	17.2	1,320.50
H30	1,014.60	13.6	18.0	9.8	37.3	-6.7	3.0	23.0	1,082.00
H31	1,014.40	13.6	17.9	9.9	36.1	-3.6	3.0	19.4	1,389.50

年度	降水量 最大日量 (mm)	最深積雪 (cm)	湿度平均 (%)	日照時間 時間数 (h)	天気日数(日)			地震回数(回)
					快 晴	曇 天	暴 風	
H22	128.5	24	72	1,786.90	7	151	43	9
H23	235	9	70	1,990.10	14	131	51	182
H24	130.5	17	72	1,909.00	5	149	59	68
H25	75	20	71	1,879.50	15	161	56	42
H26	110	35	70	2,093.40	22	140	52	33
H27	163.5	23	69	2,102.80	13	146	57	22
H28	131	14	68	1,895.70	12	153	42	26
H29	132.5	5	70	1,909.50	13	148	30	24
H30	70	19	72	1,998.40	20	146	21	28
H31	303.5	17	70	2,056.00	18	151	50	17

※資料 多賀城市統計書、仙台管区気象台(仙台)

※hPa(ヘクトパスカル):気圧の大きさを表す単位。1気圧=1013.25hPa

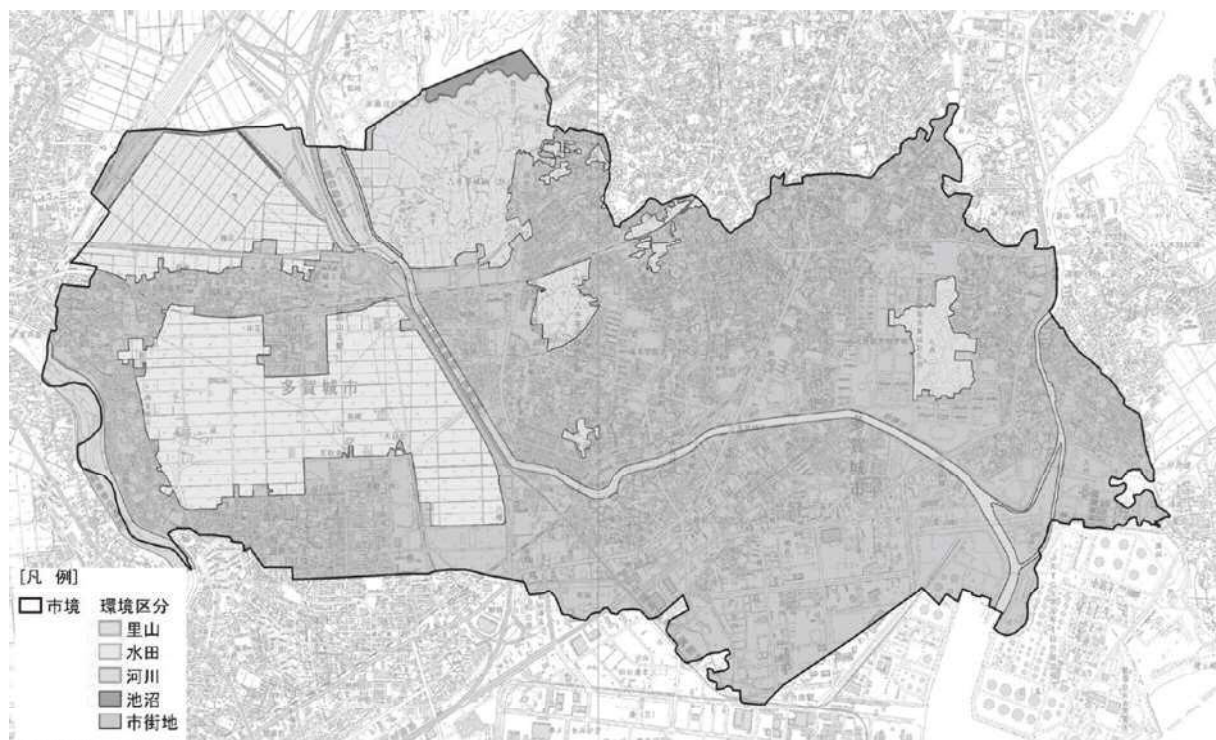
(3) 環境

① 市域

多賀城市は、宮城県のほぼ中央、太平洋岸に位置し、周辺には、県庁所在地の仙台市や漁港で有名な塩竈市、そして日本三景の松島町などがあります。

まちの面積は19.69平方キロメートルで東西に長く、それを2つに分けるようにして中心部を砂押川が流れています。

また、東部や北部には史跡が点在し、海に近い南部の平野には工場地帯が形成され、西部地区の平野には多くの田畑が広がっています。

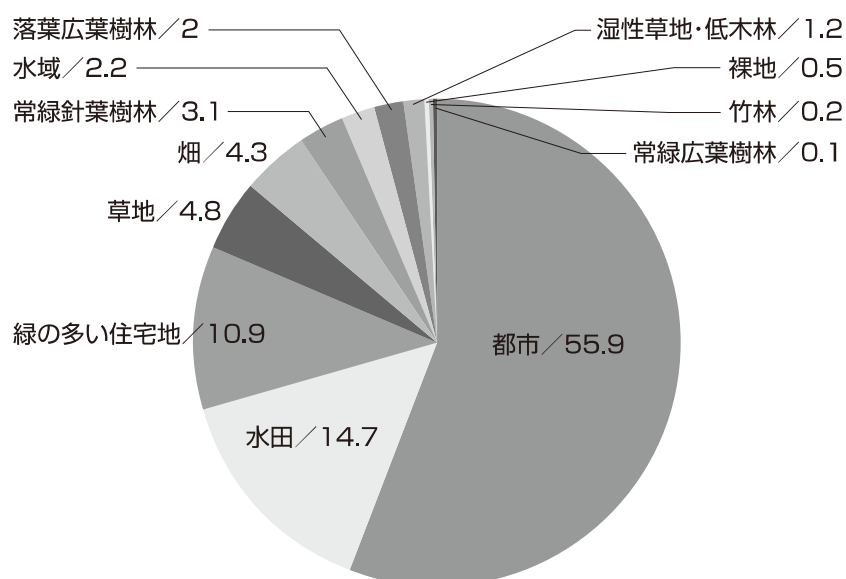


② 土地利用

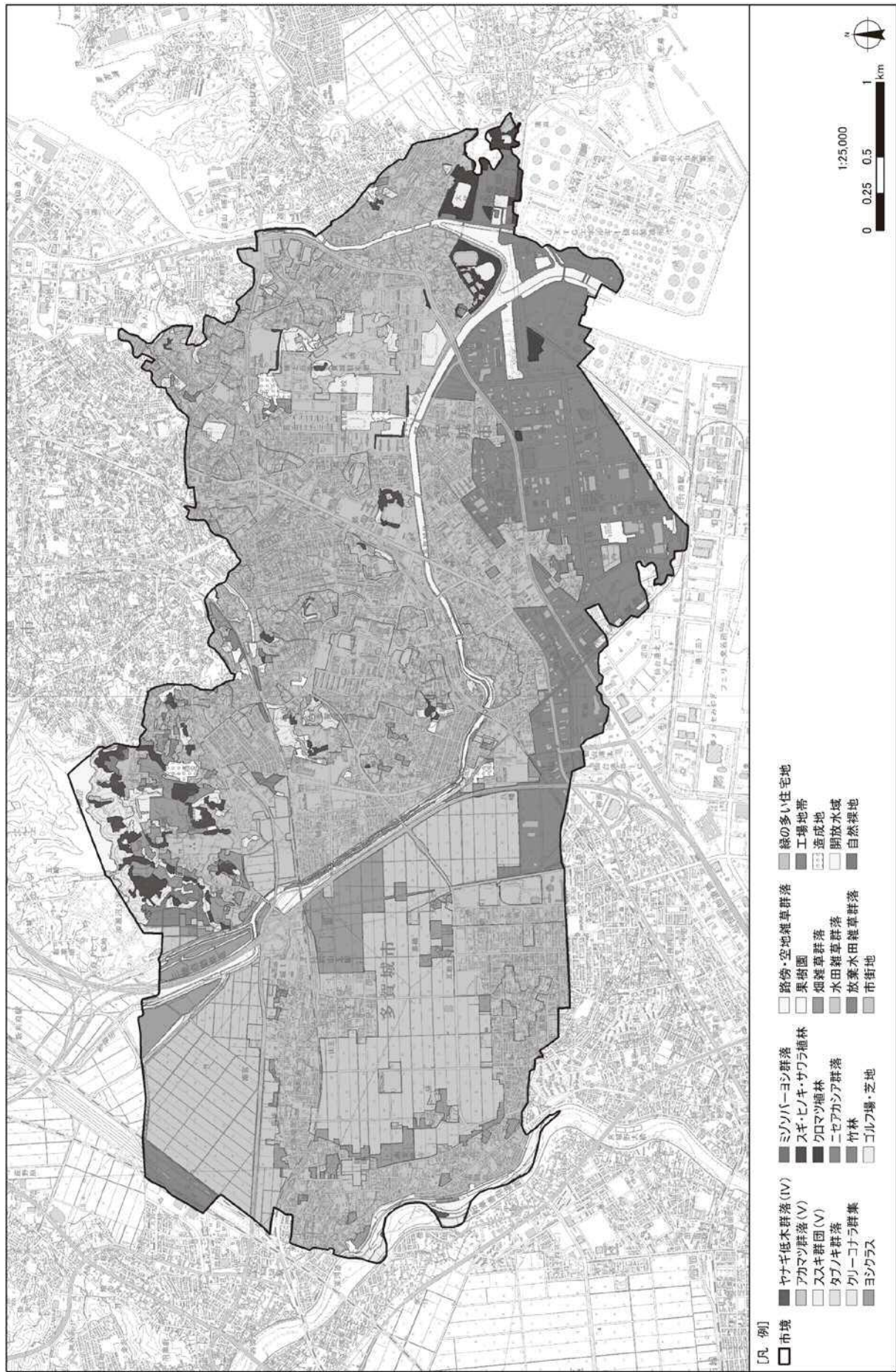
本市の面積は19.69平方キロメートルで、市域の半分以上は都市が占めており、第3位の緑の多い住宅地(10.9%)と合わせると、約7割(66.8%)が市街地・住宅地として利用されています。都市に次いで多いのは水田(14.7%)です。水田は市の西側にまとまって存在しており、市中央より東側にはほとんど存在していません。草地と畑はそれぞれ4～5%であり、草地は七北田川や砂押川沿いや加瀬沼周辺等水域周辺に多く見られ、畑は西側水田地帯及び多賀城政庁跡周辺にまとまっています。常緑針葉樹林を始めとした樹林地(常緑針葉樹林、落葉広葉樹林、竹林、常緑広葉樹林)は、市北側や西側にまとまっている傾向がありますが、小面積です(計5.4%)。

《土地被覆分類の占有面積とその割合》

順位	土地被覆区分	占有面積 (km ²)	割合 (%)
1	都市	11.0	55.9
2	水田	2.90	14.7
3	緑の多い住宅地	2.16	10.9
4	草地	0.952	4.8
5	畑	0.843	4.3
6	常緑針葉樹林	0.617	3.1
7	水域	0.437	2.2
8	落葉広葉樹林	0.395	2.0
9	湿性草地・低木林	0.234	1.2
10	裸地	0.0931	0.5
11	竹林	0.0378	0.2
12	常緑広葉樹林	0.0196	0.1
計		19.69	100



③ 植物の生息状況



2.公害等

(1)苦情

市へ寄せられる苦情は東日本大震災後、一時的に増加したものの、その後は徐々に減少しています。

近年は、工場や事業場を発生源とする産業型の公害苦情よりも家庭生活を発生源とする都市・生活型の苦情が増加しています。

空き地や隣家の樹木・雑草繁茂に対する苦情が多数を占めており、管理者や地権者に対し繰り返し適正な管理を求めています。

苦情件数

(件)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
大気汚染		2	6	1	1	5	2	1	9	3	1
水質汚濁		3	6	3	1	—	1	—	—	1	—
悪臭		7	7	14	7	6	9	4	4	1	4
騒音		12	5	24	13	12	10	5	8	11	7
振動		1	—	1	1	—	—	1	1	—	2
地盤沈下		—	1	—	1	—	1	—	—	—	—
その他		76	80	173	132	128	119	51	78	74	77
合計		101	105	216	156	151	142	62	100	90	91

(2)騒音・振動

①概要

騒音とは、わたしたちが生活する上で好ましくない音をいい、また、振動とは、人為的作用によって建物を振動させ、物的被害や日常生活に悪影響を及ぼすことをいいます。

近年では、ペットの鳴き声等をはじめとする生活系騒音や一時的な建設作業等に係る騒音・振動に対する相談が寄せられています。

②現状

ア.環境騒音調査

環境騒音とは、観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音をいいます。

環境騒音については、環境基本法に「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準」として「騒音に係る環境基準」が定められています。

環境騒音は平成17年度まで毎年調査していましたが、大きな変動がないことから、平成18年度より隔年で測定することになりました。

イ.自動車交通騒音調査

測定は、毎年実施し、平成31年度の測定地点は12地点で、自動車交通騒音の基準値を上まわる地点は昼間で5地点、夜間で5地点ありました。ここ数年ほぼ同じ地点で基準値を上まわっていますが、いずれの地点においても要請限度内となっています。

環境基準：人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

要請限度：自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、振動については都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

環境基準達成状況（環境騒音・自動車交通騒音）

（％）

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
環境騒音		—	87.5	—	82.5	—	87.5	—	87.5	—	87.5
自動車交通騒音		58.3	58.3	50	58.3	62.5	54.2	54.2	62.5	54.2	58.3

環境基準達成状況（環境騒音・昼夜別） ※昼6時～22時 夜22時～6時

（％）

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
昼		—	85	—	80	—	90	—	90	—	85
夜		—	90	—	85	—	85	—	85	—	90

音源別の割合（環境騒音）

（％）

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
不特定音		—	4.4	—	7.6	—	5.9	—	1.8	—	5.6
自然音		—	7.5	—	4.1	—	4.3	—	5.8	—	6.3
家庭音等		—	9.5	—	7.2	—	11	—	29	—	8.2
自動車音		—	77	—	73.7	—	73.4	—	56	—	78
工場音		—	1.6	—	7.4	—	5.4	—	7.4	—	1.9

環境基準達成状況（自動車交通騒音・昼夜別） ※昼6時～22時 夜22時～6時

（％）

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
昼		41.7	50	41.7	50	41.7	50	50	50	50	58.3
夜		75	66.7	58.3	66.7	75	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3

③対策

ア. 工場・事業場対策

「騒音規制法」、「振動規制法」及び宮城県の「公害防止条例」により、規制の対象となる地域の指定と時間区分、基準値を定めています。これにより、著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設）を有する工場・事業場等に対し指導をしています。

イ. 特定建設作業対策

「騒音規制法」、「振動規制法」に基づいて指定されている著しい騒音・振動を発生する建設作業を実施する場合は、事前に市区町村長に届出が必要となっています。本市では付近の住民に対し事前に作業工程等を説明するよう指導しています。

ウ. 自動車対策

騒音規制法では、市区町村長は測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することができる他、道路構造の改善、騒音低減に関する事項について道路管理者又は関係行政機関に意見を述べることができるとされています。（騒音規制法第17条）

県では、「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定しており、大気汚染を含めた抜本的な対策の取組みをしています。

エ. 新幹線対策

多賀城市内では、新田、南宮地区を東北新幹線が通過しており、特に、新田地区では住宅地に隣接していることから、測定場所の1つである仙台市宮城野区岩切字東河原地区で騒音測定を仙台市が毎年実施しています。

オ. 深夜営業対策

飲食店営業による深夜営業騒音に対しては、宮城県の「公害防止条例」において「深夜営業騒音に対する規制」により規制しています。

(3) 悪臭

① 概要

悪臭とは、いやな「におい」、不快な「におい」の総称です。一般的には、嗅覚を通じて気分が悪くなったり、頭痛、食欲減退などを起こさせるなどの原因となる程度の臭いをいいます。

発生源別悪臭苦情件数

(件)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
廃棄物処理業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	1	—	—	—	—	1	—	1
農業		—	—	1	2	—	—	1	—	—	—
家庭生活		2	1	3	3	4	5	2	—	—	3
サービス業		—	—	—	—	2	—	1	1	1	—
不明		2	3	4	1	—	2	—	—	—	—
その他		3	3	5	—	—	2	—	2	—	—
合計		7	7	14	6	6	9	4	4	1	4

② 現状

東日本大震災後一時的に増加したものの、現在は減少傾向にあります。

③ 対策

都市計画法に基づく用途地域のうち、市街化調整区域を除く地域を悪臭防止法により地域を指定し規制を行っている他、悪臭防止法規制区域以外の地域に特定施設を設置する場合は宮城県の「公害防止条例」で規制しています。また、悪臭防止法又は宮城県の「公害防止条例」の規制対象とならない施設等の悪臭問題は「宮城県悪臭公害防止対策要綱」により市内全域の工場・事業場から発生する悪臭について指導します。

(4)地盤沈下

①概要

地盤沈下とは、自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象をいいます。

地盤沈下には、他の公害とは異なっていくつかの特徴があります。

- ・進行緩慢で確認しにくいこと。
- ・いったん沈下すると復元が難しいこと。
- ・沈下の原因から防止対策まで「水問題」と深い関わりがあること。

地盤沈下の被害として考えられるのは、建物等の抜け上がり、水路等の排水不良、ガスパイプ・水道管等の地下埋設物の破損等があります。

②現状

ア. 水準測量

国・宮城県及び5市1町（仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、利府町）が共同で仙台平野地盤沈下の調査を昭和49年から実施しています。これまでの測量結果によると、大部分の地域で沈下量の減少及び沈静化が見られ、直ちに地盤沈下による被害が生じる恐れはないとのことから、国土地理院の測量に合わせ、平成18年度以降は隔年で、平成24年度以降は3年毎に測量することになりました。近年では、平成23年の東日本大震災の影響で市内全域での地盤沈下が見られました。（現在調査は宮城県及び5市1町のみで実施）

イ. 地下水等の常時観測

地盤沈下と地下水の変動は深い関係にあるため、市内2箇所（南宮地盤沈下常時観測所、新田地盤沈下常時観測所）においても地下水位の常時観測を実施しておりましたが、南宮地盤沈下常時観測所にあつては東日本大震災以後正確な測定ができなくなったこと、新田地盤沈下常時観測所にあつては災害公営住宅敷地となったことから、平成25年12月に南宮地区、平成26年1月には新田地区の地盤沈下常時観測所を廃止しました。

水準測量(過去10年間[平成20年、22年、24年、27年、30年]の累積沈下量)
県・6市町の申し合わせにより、平成18年度から隔年、平成24年度以降は3年毎に調査(mm)

区 分	八幡 一丁目	八幡 二丁目	伝上山 一丁目	大代 一丁目	栄 四丁目	栄 二丁目	桜木 三丁目	中央 二丁目	高橋 四丁目	南宮 字毛上
測量開始年度	S49	S49	S49	S49	S50	S49	S49	S49	S49	S49
累積沈下量	-211	-238	-247	-200	-229	-242	-207	-190	-216	-208

区 分	新田 字袋	高橋 一丁目	新田 字新後	南宮 字町	南宮 字色の地	留ヶ谷 三丁目	山王字 北寿福寺	浮島 字宮前	八幡 字六貫田	城南 一丁目
測量開始年度	S49	S49	S57	S57	S56	S57	S58	S59	S59	S59
累積沈下量	-220	-218	-251	-209	-197	-219	-185	-265	-209	-225

区 分	山王字 山王四区	新田 字中
測量開始年度	S60	H2
累積沈下量	-216	-219

③対策

地下水汲み上げの人為的な要因による対策としては、「工業用水法」及び宮城県の「公害防止条例」に基づき市内の南部地区と西部地区を地下水採取の規制地域として規制しています。

(5)大気汚染

①概要

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼や化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいいます。

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄などの硫黄酸化物、二酸化窒素などの窒素酸化物、光化学オキシダント(※1)、浮遊粒子状物質やダイオキシン類(※2)があります。

「大気汚染にかかる環境基準」には、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの汚染物質が定められています。

②現状

ア. 常時観測調査

大気の汚染の状況を常時監視するため、宮城県により山王地区公民館敷地内に一般環境大気測定局(多賀城第2大気汚染測定局、昭和48年度設置)が設置され、常時、汚染物質等の測定を実施していましたが、県による県内の測定局配置見直しのため平成21年度から測定を休止し、その後、平成25年11月に廃止されました。

また、PM2.5(※3)は非常に小さいため、健康被害が懸念されており、宮城県では24時間体制で監視を実施しています。

イ. 酸性雨調査

酸性雨とは、一般的にpH(水素イオン濃度)が5.6以下の降雨をいいます。

宮城県では酸性雨の状況を把握するため、県内1箇所(涌谷町)で調査を実施しています。

ウ. 酸性雪調査

酸性雪とは、化石燃料(石炭・石油)の燃焼から生じる大気中の硫黄硫化合物や窒素酸化物などが取り込まれて、pH(水素イオン濃度)が5.6以下となった酸性の強い雪のことをいいます。

酸性雪の状況を把握するため、年1回降雪を採取し、調査を実施しています。

《主な大気汚染物質の環境基準》

大気汚染物質	環境基準
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

二酸化硫黄(SO₂) ※ 榴ヶ岡／福室測定局の数値を使用 (ppm)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
年平均値		0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	榴ヶ岡
日平均値の2%除外値		0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	
年平均値		—	—	—	—	—	—	—	0.000	0.000	0.000	福室
日平均値の2%除外値		—	—	—	—	—	—	—	0.003	0.002	0.001	

二酸化窒素(NO₂) ※ 福室測定局の数値を使用 (ppm)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
年平均値		0.011	0.010	0.010	0.011	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009	0.008
日平均値の年間98%値		0.024	0.025	0.026	0.025	0.021	0.022	0.020	0.022	0.021	0.020

浮遊粒子状物質(SPM) ※ 福室測定局の数値を使用 (mg/m³)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
年平均値		0.019	0.016	0.018	0.017	0.018	0.017	0.014	0.012	0.012	0.011
日平均値の2%除外値		0.055	0.043	0.045	0.054	0.047	0.045	0.036	0.032	0.035	0.038

微小粒子状物質(PM_{2.5}) ※ 榴ヶ岡／福室測定局の数値を使用 (μg/m³)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
年平均値		—	13.4	11.6	12.0	11.5	12.9	11.1	9.6	10.3	7.3	榴ヶ岡
日平均値の年間98%値		—	33.3	29.6	34.8	30.5	34.3	25.7	27.3	30.4	21.5	
年平均値		—	—	—	—	—	—	—	8.3	8.5	6.8	福室
日平均値の年間98%値		—	—	—	—	—	—	—	23.0	25.3	20.5	

③対策

ア. 工場・事業場対策

大気汚染防止法及び宮城県の「公害防止条例」において、排出基準等が設けられており、これらの規制を受ける工場・事業場に対しては、宮城県と協力しながら立ち入り検査の実施、排出基準超過の有無等を確認するとともに、燃焼管理や設備の改善等を指導します。

イ. 光化学オキシダント対策

「宮城県大気汚染緊急時対策要綱」により、宮城県及び関係機関との連絡体制を整え、緊急時には、警報や注意報を発令し、速やかな広報等を行うこととしています。

ウ. 微小粒子状物質(PM2.5)の濃度注意喚起情報

暫定的な指針となる値を超えるおそれがある場合、宮城県から市に注意喚起情報が連絡されます。市は情報が入り次第、学校や幼稚園に直接連絡をするほか、防災無線を使用するなどして市民の皆様にお知らせします。

エ. ダイオキシン類対策

ダイオキシンの排出は、主に一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設から排出されていると推計されています。

市民に対しては、廃棄物の野外焼却(野焼き)の禁止及び適法な焼却設備を用いない焼却の禁止について指導しています。

※1 光化学オキシダント…大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、酸素と光化学的に反応して光化学オキシダントを生成する大気汚染現象をさし、一般にスモッグを発生し、視界不良を伴う。スモッグはスモーク(煙)とフォッグ(霧)から合成されたことば。夏季の日差しが強く、風の弱い日に発生しやすい。

※2 ダイオキシン類…塩素で置換された2つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示す。塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副合成物として生成する。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)のなどが有名であり、毒性の高いものがある。
人に対する発がん性があると評価されており、マウスならびにラットの動物実験では催奇性が確認されている。

※3 PM2.5(微小粒子状物質)…粒径 $2.5\mu\text{m}$ (2.5mm の千分の1)以下の粒子状物質。マイクロ(μ)は100万分の1の単位。 $2.5\text{マイクロメートル}(\mu\text{m})$ は髪の毛の太さの1/30程度、花粉より小さい大きさとなる。またPM2.5は、単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする様々な物質の混合物となっている。

(6) 水質汚濁

①概要

水質汚濁とは、人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され、水質が汚濁することをいいます。

水質汚濁に係る環境基準には、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

②現状

ア. 公共用水域の水質測定調査

本市の公共用水域の水質の状況を把握するため、宮城県においては砂押川、加瀬沼、貞山運河の水質調査を実施している他、市独自に砂押川の水質調査を毎年(12回/年)行っています。

イ. 地下水水質測定調査

宮城県では、地下水水質調査をローリング方式により実施しています。

ウ. 水生生物調査

長期的な水質汚濁の状況を把握するため、砂押川に生息する水生生物の調査を小学校に働きかけ実施していましたが、震災以降、水中のダイオキシンや、セシウムの濃度が上がったこともあり健康被害が心配されることから休止していましたが、平成29年度から水生生物調査を再開しました。

エ. ダイオキシン類調査

県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、平成12年度からダイオキシン類の常時観測を行っています。

砂押川BOD（75%値） ※1

(mg/ℓ)

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
市川橋		3.0	2.2	2.5	3.5	2.8	2.5	2.9	2.5	1.6	1.8
多賀城堰		1.6	1.9	1.7	2.6	2.2	1.9	2.2	2.0	1.5	1.4
念仏橋		1.1	2.4	1.7	1.7	1.1	1.2	1.3	1.2	0.9	0.6
貞山橋		1.1	37	7.4	1.9	1.5	1.3	1.2	1.2	1.2	0.9

環境基準(C類型):(5mg/ℓ以下)

加瀬沼COD（75%値） ※2

(mg/ℓ)

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
加瀬沼		9.6	7.2	9	9.3	8	7.6	8.9	8.3	7.5	8.3

基準対象外

ダイオキシン類濃度(河川・水質)

水域名	測定地点	ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/ℓ)									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
砂押川	多賀城堰	0.54	1.2	1.9	0.88	0.19	0.21	0.1	0.19	0.28	0.54
貞山運河	貞山橋	—	—	0.29	—	—	—	—	—	—	—

環境基準:(1pg-TEQ/ℓ以下)

ダイオキシン類濃度(河川・底質)

水域名	測定地点	ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g)									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
砂押川	多賀城堰	0.53	1.5	0.64	0.27	0.44	1.4	0.62	12	0.44	1.3
貞山運河	貞山橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

環境基準:(150pg-TEQ/g以下)

公共下水道人口普及率

(%)

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
普及率		—	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.91

※1 BOD(75%値)…生物化学的酸素要求量といい、河川の汚染の度合を示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量を(mg/l)で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。75%値とは、例えば100個のデータを小さい順に並べたときの第75番目のもので、75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

※2 COD(75%値)…化学的酸素要求量といい、海域や湖沼の汚染の度合を示す指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量を(mg/l)で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。75%値とは、例えば100個のデータを小さい順に並べたときの第75番目のもので、75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

③対策

ア. 工場・事業場対策

「水質汚濁防止法」及び宮城県の「公害防止条例」に基づき、汚水又は廃液を排出する特定施設を有する工場・事業場に対し、排出水の排出規制がされています。

イ. 公共下水道の整備

市街化区域を中心にし尿及び生活排水を衛生的に処理するため、水洗化率の向上に努めています。

(7) その他の公害防止対策

仙塩地域七自治体公害防止協議会による公害防止協定等の締結

本協議会は、仙台港湾公害防止対策地域に立地する企業との間における公害防止協定及び公害防止に関する確認書の締結及び取り交わしに関して意見の調整を図ることを目的としています。

公害防止に関する協定とは、地方公共団体（宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町）と事業者との間で、事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意により取り交わす約束（協定書）のことです。これにより、企業が立地する地理的・社会的条件に即したきめ細かな公害防止対策（例：対象事業所の規模の規定等）を実施することができます。

《公害防止に係る協定書の締結状況》（仙塩地域七自治体公害防止協議会）

	事業者	工事業所
1	東北電力株式会社	新仙台火力発電所
2	JX日鉱日石エネルギー株式会社	仙台製油所
3	JFE条鋼株式会社	仙台製造所
4	麒麟麦酒株式会社	仙台工場
5	東洋製罐株式会社	仙台工場
6	東北ゴム株式会社	本社工場
7	仙台パワーステーション株式会社	仙台パワーステーション

※資料 宮城県環境対策課

(8) 清掃事業

①一般廃棄物処理の沿革

年 月			主 な 内 容
昭和	40年	7月	多賀城・七ヶ浜・利府衛生処理組合設立
	43年	4月	し尿処理施設供用開始(50Kℓ／日・消化処理方式)
	45年	3月	宮城東部衛生処理組合に改名(松島町加入)
	46年	11月	2分類2種分別収集開始
			森郷埋立地(仙台市設置)業務を仙台市へ委託
			焼却施設借用開始(60t／8H 機械化バッチ炉)
	50年	1月	し尿処理施設増設(60Kℓ／日・消化処理方式)
	53年	6月	宮城県沖地震により焼却施設操業停止(可燃ごみの処理について塩竈市へ委託)
	55年	4月	新じん芥焼却施設供用開始(50t／16H・2炉・准連続焼却炉)
			3分類3種分別収集開始
平成	57年	1月	浄化槽汚泥処理施設供用開始(22Kℓ／日・一段活性汚泥処理方式)
	57年	4月	粗大ごみ処理施設供用開始(30t／5H・圧縮、破碎併用)
	58年	4月	不燃ごみから有価物回収(塩釜地区資源化事業協同組合へ委託)
	61年	4月	仙台市が森郷埋立地を終了した後、残地に埋立開始
	63年	4月	組合設置新森郷埋立地 最終処分場供用開始
	4年	4月	宮城東部衛生処理組合構成市町廃棄物研究会(略称・廃研)設置
		10月	多賀城市6分類11種分別収集開始
	6年	4月	七ヶ浜町・利府町・松島町6分類11種分別収集開始
	7年	3月	宮城東部衛生処理組合新焼却施設供用開始(90t／24H・2炉・全連続燃焼式焼却炉)
	9年	3月	塩釜地区環境組合設立(塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・松島町(二市三町))
	10年	4月	容器包装リサイクル法再商品化システム導入
			多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町7分類13種分別収集開始
	11年	3月	塩釜地区環境組合し尿処理場竣工
			(し尿77Kℓ／日・浄化槽汚泥18Kℓ／日・高負荷脱窒素処理方式)
	15年	4月	最終処分場第2期分供用開始
		12月	プラスチック製容器包装圧縮梱包施設供用開始
	16年	1月	構成市町でプラスチック製容器包装分別収集開始
	19年	3月	ごみ焼却施設DCS装置(中央制御コンピュータシステム)更新工事
	23年	3月	東日本大震災により焼却施設操業停止(17日間)
	27年	1～2月	災害廃棄物等の受入れ
		6月	使用済小型家電回収実証事業実施
			宮城東部衛生処理組合構成市町で使用済小型家電の分別回収本格実施

※ 分類の種別

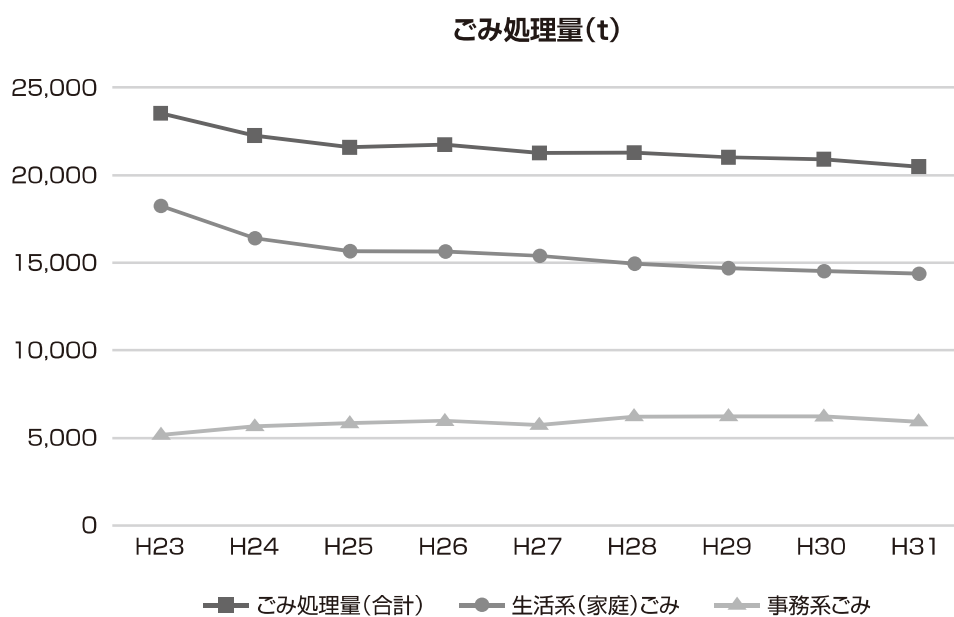
年 月	分 類	種 別
2分類 2種 (S46.11～)	もえるごみ	もえるごみ
	もえないごみ	もえないごみ
3分類 3種 (S55.4～)	もえるごみ	もえるごみ
	もえないごみ	もえないごみ
	石油化学製品	石油化学製品
6分類 11種 (H4.10～)	もやせるごみ	もやせるごみ
	もやせないごみ	もやせないごみ
	石油化学製品	石油化学製品
	有害ごみ	有害ごみ
	リサイクルできる資源物	一升びん・ビールびん・その他びん 空き缶類・ガラス類 段ボール・雑誌・新聞紙
	粗大ごみ	粗大ごみ
7分類 13種 (H10.4～)	もやせるごみ	もやせるごみ
	もやせないごみ	もやせないごみ
	石油化学製品	石油化学製品
	有害ごみ	有害ごみ
	リサイクルできる資源物	一升びん・ビールびん・その他びん 空き缶類・ガラス類 段ボール・雑誌・新聞紙・紙パック
	リサイクルできるペットボトル	ペットボトル
	粗大ごみ	粗大ごみ
7分類 13種 (H16.1～)	もやせるごみ	もやせるごみ
	もやせないごみ	もやせないごみ
	粗大ごみ	粗大ごみ
	有害ごみ	有害ごみ
	リサイクルできる資源物	空き缶類・リターナブルびん カレット・新聞紙・雑誌等・ ダンボール・紙パック
	リサイクルできるペットボトル	ペットボトル
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装

②ごみ処理量

生活系ごみ処理量については、東日本大震災により一時的に増加しましたが、現在は震災前の量に戻りつつあります。

一方で、事業活動の活発化により、事業系ごみが増加しています。

	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
ごみ処理量(合計)	t	23,590	22,327	21,676	21,814	21,323	21,331	21,108	20,923	20,537
内 訳	生活系(家庭)ごみ	t	18,297	16,482	15,696	15,690	15,435	14,987	14,745	14,435
	1世帯あたり生活系ごみ処理量	kg	756	667	625	609	597	569	556	542
	1人あたり生活系ごみ処理量	kg	296	267	253	251	248	240	237	232
	1日あたり生活系ごみ処理量	t	50.1	45.2	43.0	43.0	42.3	41.1	40.4	39.9
	1日1人あたり生活系ごみ処理量	g	811.3	730.8	693.0	688.0	680.1	658.8	641.1	635.6
	事業系ごみ	t	5,237	5,754	5,898	6,044	5,818	6,285	6,317	6,289
	埋立ごみ	t	56	91	82	79	70	59	54	42



③ごみ収集量実績

東日本大震災によって増加しましたが、現在は震災前の量に戻りつつあります。

ごみ搬入量実績

(t)

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
ごみの種別											
可燃物	生活系	12,308	14,136	12,915	12,484	12,424	12,040	11,749	11,724	11,565	11,536
	事業系	5,116	5,080	5,636	5,756	5,912	5,701	6,156	6,200	6,188	5,987
	合計	17,424	19,216	18,551	18,239	18,336	17,741	17,905	17,924	17,753	17,523
不燃物	生活系	772	1,443	1,000	844	815	806	778	779	865	913
	事業系	94	132	114	117	114	112	114	112	97	70
	合計	866	1,575	1,114	961	929	918	892	891	962	983
プラ 容器 包装	生活系	547	712	607	515	504	504	490	498	491	470
	事業系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	547	712	607	515	504	504	490	498	491	470
資源物	生活系	1,560	2,006	1,960	1,853	1,948	2,085	1,971	1,744	1,661	1,517
	事業系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,560	2,006	1,960	1,853	1,948	2,085	1,971	1,744	1,661	1,517
埋立	生活系	84	56	91	82	79	70	59	47	54	42
	事業系	2	25	4	25	18	5	14	4	3	2
	合計	86	81	95	107	97	75	73	51	57	44
総 計		20,483	23,590	22,327	21,676	21,814	21,323	21,331	21,108	20,923	20,537

※埋立ごみの生活系ごみは、側溝汚泥ごみ

※プラ容器包装(プラスチック製容器包装)は、平成16年1月から収集開始

④ごみ処理に要した経費

		単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
単位当たり 生活系 ごみ処理 経費	年間1世帯 当たり	円	14,881	14,348	14,172	14,515	14,978	14,638	14,598	14,756	15,146
	年間1人 当たり	円	5,828	5,736	5,740	5,985	6,225	6,187	6,231	6,372	6,624
	年間1トン 当たり	円	15,266	15,874	16,432	17,141	18,151	18,075	18,354	27,203	28,562
	1世帯1日 当たり	円	40.77	39.31	38.33	39.77	41.04	40.10	39.99	40.43	41.49
	1人1日 当たり経費	円	15.97	15.71	15.73	16.40	17.05	16.95	17.07	17.46	18.15

⑤再資源化量

再資源化量は平成25年度以降一時増加しましたが、減少に転じています。

家庭から排出された資源物量、店頭回収量及び許可業者等による独自ルートでの資源化量、集団資源回収量はいずれも減少傾向にあります。スマートフォン等の情報ツールの普及に伴う新聞・雑誌等のペーパーレス化、製造業者等による過剰包装削減や容器包装の軽量化等、複合的な要因によるものと考えられ、国や県においても減少傾向が見られます。

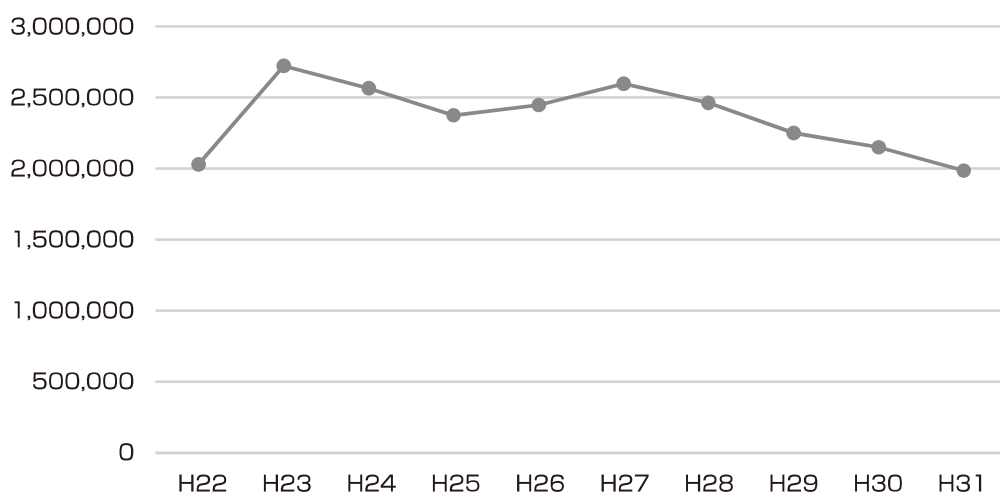
再資源化量 (kg)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
新聞紙		224,034	255,006	290,169	284,404	268,987	297,982	254,461	216,795	203,314	184,497
ダンボール		137,993	205,020	193,058	176,647	182,329	206,691	224,492	200,988	192,918	185,373
雑誌		217,278	253,958	242,374	228,071	271,244	328,108	319,315	264,719	234,882	223,580
雑紙		15,651	23,631	22,338	21,876	23,937	27,217	26,493	23,472	22,530	22,094
紙パック		2,658	2,117	2,308	2,043	2,420	2,873	2,637	2,363	2,485	2,449
アルミ缶		87,577	103,648	101,429	98,847	102,923	108,048	107,192	100,637	100,368	99,064
スチール缶		91,718	112,933	100,771	92,830	87,762	82,682	83,600	76,941	74,232	68,676
カレット		352,644	347,371	358,142	368,082	369,621	378,185	342,978	319,370	283,096	272,119
リターナブルびん		53,533	61,374	50,203	18,028	17,447	19,357	15,489	17,629	16,924	11,638
ペットボトル		153,743	153,414	160,792	163,195	161,448	158,098	160,670	143,739	145,508	148,229
プラスチック製容器包装		465,269	521,968	476,593	434,821	428,948	423,549	417,904	416,165	410,501	396,005
その他		222,711	677,630	568,973	479,856	534,794	556,260	505,169	459,092	464,662	373,076
総計		2,027,809	2,718,070	2,567,150	2,368,700	2,451,860	2,589,050	2,460,400	2,241,910	2,151,420	1,986,800

※その他は、粗大ごみ等から取り出した金属性のリサイクル可能な物

※プラスチック製容器包装は平成16年1月から収集開始

再資源化量(kg)



⑥小型家電リサイクル促進事業

小型家電リサイクル法に基づき、本市では平成27年度より小型家電リサイクル促進事業を本格的に実施しています。回収品目は、政令で定めている品目の内、比較的収集が容易であると判断した16品目としています。

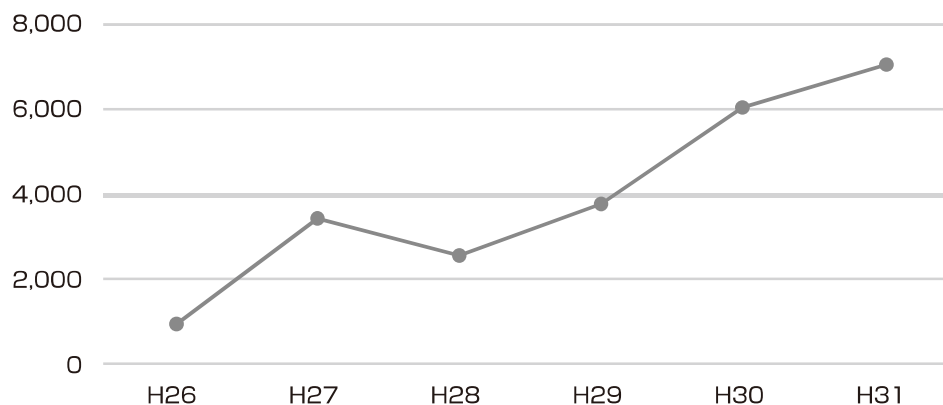
平成29年度からは、民間事業所内に回収ボックスを設置し、回収量が伸びています。

※平成26年度時は、年度途中から実証事業を実施。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
回収量	988	3,490	2,600	3,831	6,092	7,085

(kg)

小型家電回収量 (kg)



⑦生ごみ処理容器等購入費補助推進事業

平成13年度から新たに電気式生ごみ処理機を補助対象としたことにより、屋外型のコンポストから電気式生ごみ処理機の需要が増えています。

生ごみ処理容器設置補助推進事業

(基)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
屋外型		8	0	11	10	9	1	10	3	7	1
屋内型		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
電気式		23	0	15	9	7	11	7	2	9	8

⑧し尿・浄化槽汚泥収集量

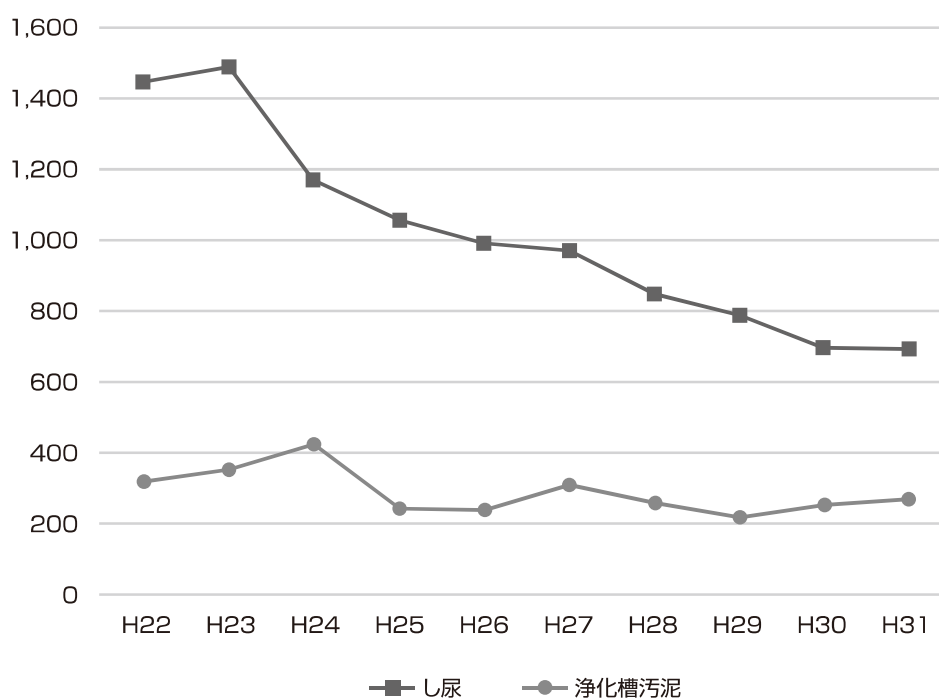
公共下水道の普及とともに、し尿の収集量は減少しています。

し尿・浄化槽汚泥収集量

(kℓ)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
し尿		1,453	1,491	1,173	1,058	995	978	853	791	700	698
浄化槽汚泥		330	360	427	252	246	314	264	223	259	277

し尿・浄化槽汚泥収集量



⑨多賀城市資源回収連絡協議会回収実績

子供会、町内会及びPTA関係など33団体(令和2年3月末時点)が多賀城市資源回収連絡協議会に登録されています。

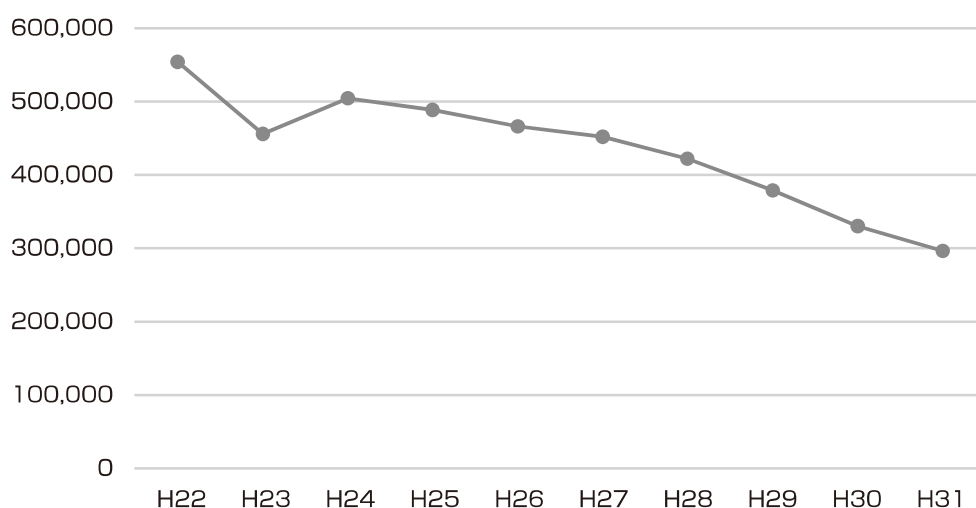
多賀城市資源回収連絡協議会回収実績

(kg)

種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
紙類		533,735	436,392	487,551	472,096	452,748	438,667	408,167	365,397	319,715	288,097
古布		3,803	4,706	3,606	3,786	3,685	3,835	4,873	2,908	2,805	2,902
アルミ缶		10,294	8,957	8,266	7,662	7,540	7,615	6,963	7,125	5,796	3,870
びん類		8,116	6,156	5,275	4,611	3,602	3,050	3,035	2,946	2,299	1,376
空ケース		355	148	227	70	56	33	11	34	4	—
総計		556,303	456,359	504,925	488,225	467,631	453,200	423,049	378,410	330,619	296,245

※その他は、びんビール等を入れるケースなど

多賀城市資源回収連絡協議会回収実績 (kg)



第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 快適な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第9条)

第3章 快適な環境の保全及び創造を推進するための施策(第10条—第26条)

附則

わたしたちのまち多賀城は、緑豊かな自然と東北の歴史を代表する多くの文化遺産の恵みの中で、先人たちが築き上げた歴史と伝統を継承し、快適な環境都市の形成に向け、発展を続けてきた。

しかしながら、生活が物質的に豊かで便利になった一方で、急速な産業の発達、都市化の進展、生活様式の変化などにより、環境への負荷が増加し、都市型、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

これらは、わたしたち一人ひとりの日常の活動や都市の活動に起因しており、生活環境のみならず地球環境さえも脅かしている。

このため、わたしたちは、自らの活動が環境に与える影響の重大さを認識し、人と自然が共生できる快適な環境を築いていかなければならない。

いうまでもなく、わたしたちは、健全で恵み豊かな環境の中で生活する権利を有するとともに、快適な環境を保全し、創造する責任と義務を担っており、これをさらに発展させて将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

このような認識のもと、悠久の時を刻み込んだ比類のない史跡や文化、四季の表情を彩る砂押川や加瀬沼に代表される自然の数々を有するふさと「史都・多賀城」の快適な環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 快適な環境の保全及び創造は、森林、農地、水辺地等の恵み豊かな自然的環境と比類のない歴史と文化に育まれた潤いとやすらぎのある社会的環境を確保し、これらと市民が健全に共生できる都市環境を形成することを目的として行われなければならない。

3 快適な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、快適な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、快適な自然的環境の保全及び創造に資するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動の各段階にわたって、環境への負荷の低減に関し必要な措置を構する責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する快適な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業所周辺の緑化、快適な景観の形成、環境衛生の改善、環境美化その他の快適な社会的環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、快適な自然的環境の保全及び創造に資するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する快適な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、快適な社会的環境の保全及び創造に資するよう市民相互の連携を深め、地域活動の参加に努めなければならない。

第2章 快適な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を快適な状態に保護することにより、市民の健康を増進し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 森林、農地、水辺地等における自然的環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保に努めること。

(3) 歴史的・文化的遺産を保存及び活用し、「史都・多賀城」としてふさわしい景観の形成を図るとともに、潤いやすらぎのある社会的環境を保全し、創造すること。

(4) 公害の防止対策、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、多賀城市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、多賀城市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた快適な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 快適な環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、快適な環境の保全及び創造を図るため、それらの推進に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する協定)

第11条 市長は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の快適な環境の保全及び創造のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的助成その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(緑の保全と創造及び歴史的・文化的遺産の保存と活用)

第13条 市は、森林、農地、水辺地等における快適な自然的環境の保全及び創造に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、快適な社会的環境の保全及び創造に資するよう歴史的・文化的遺産を保存し、精神文化活動への活用を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、快適な環境の保全及び創造を図るため、自然に親しみ自然とふれあう自然的環境施設の整備や「史都・多賀城」にふさわしい都市環境の形成に向けた社会的環境施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料等の利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第17条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育・学習の振興等)

第18条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、快適な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の快適な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自主活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化などの快適な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の状況その他の快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を収集し、これを適切に提供するように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第21条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び民間団体の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査等の実施)

第22条 市は、環境の状況を把握するため、公害や自然的環境及び社会的環境に関する調査等を実施しなければならない。

2 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視測定、巡視等の体制を整備しなければならない。

(公害等に係る苦情の処理)

第23条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、快適な環境の保全及び創造に関し広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進しなければならない。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第26条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。